

生活環境影響調査書（結果）

(1) 大 気 質

- ◆埋立による粉じんの影響
 - ・粉じんが発生する風(5.5m/秒以上)の頻度は少ない(直近民家方向が計5.8%)。
 - ・散水や覆土等で粉じん発生を防止する。
 - ⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません
- ◆廃棄物運搬車両による排ガスの影響
 - ・周辺で環境基準を満たす。
 - ・交通量は現況とほとんど変わらない(現況が約1,300台に対し、運搬車両が往復約22台増加)。
 - ⇒ 現況の大気環境の変化はほとんどありません

(2) 騒音・振動

- ◆埋立作業・施設の稼働による影響
 - ・周辺民家で環境基準等を満たす(騒音の増加は2デシベル以内。振動は人が感じる値以下)。
 - ・現況と同程度で大きな変化はない。
 - ⇒ 周辺民家への影響はほとんどありません
- ◆廃棄物運搬車両による影響
 - ・環境基準等を満たす。
 - ・交通量は現況とほとんど変わらない(同上)。
 - ⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません

(3) 悪 臭

- ◆廃棄物の搬入による影響
 - ・悪臭が発生している廃棄物は受け入れない。
 - ・覆土等で悪臭発生を抑制する。
 - ⇒ 周辺地域への影響はほとんどありません

(4) 水 質

- ◆放流水・降雨による影響
 - ・水の状態・汚れの指標(pH、BOD、SS等)は現況と同程度で、環境基準等を満たす(放流水ではBOD、SSの増加は1mg/L未満)。
 - ・ダイオキシン類などの項目も環境基準を満たす。
 - ⇒ 周辺地域へ与える影響はほとんどありません

(5) 地 下 水

- ◆処分場の存在による影響
 - ・地下水の今までの最高水位は、ほぼ処分場の掘削底面より深い位置にある。
 - ・仮に水位が大きくなり上昇しても、設置する地下水集排水管等により水位上昇を抑えられる。
 - ⇒ 周辺での地下水の流れ、水位変化による利水への影響はほとんどありません

施設維持管理とモニタリング

- (1) 施設維持管理
 - ・処分場構造物や水処理施設などの各施設について、定期的に必要な点検・維持管理を行います。
 - (2) 水質の定期検査(モニタリング)
 - ・**放流水** ⇒ 浄化した水は、定期的に水質検査を実施します。
 - ・**地下水** ⇒ 浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、地下水観測井戸で定期的な水質検査を実施します。(上下流の計4ヶ所の井戸)
- 【*別途、県も定期的に法令に基づく立入検査(水質、施設の維持管理状況等)を実施します】

センターの紹介

鳥取県環境管理事業センターは、産業廃棄物最終処分場の確保等を行うことにより、県内産業の健全な発展と将来にわたる県民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的として、平成6年12月27日、県、市町村、関係事業者の出捐で設立された「官民協調の第三セクター」です。

平成24年度末に鳥取県から公益財団法人への移行認定を受け、平成25年4月1日に「公益財団法人鳥取県環境管理事業センター」へ移行し、新たなスタートを切りました。

お知らせ

皆様の産業廃棄物処分場に関してのご意見をお聞かせ下さい。

センターホームページでは、センターのご案内や事業内容なども掲載しております。当ホームページへは表紙のアドレスにアクセスするか、「環境管理事業センター」で簡単に検索できます。

たくさんの方々のアクセスをお待ちしています。

また、センターへご意見やご提案のある方は、住所氏名を記載の上、郵送、Faxもしくはメールで表紙の宛先までお送りください。

環境管理事業センターだより

No.22 2017年 冬号

はじめに

早春の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

産業廃棄物の管理型最終処分場の整備促進について、県民の皆様により一層のご理解をいただくためには、センターの活動内容などを積極的に情報提供していくことが大切だと考えております。

このたび、「淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画」を作成し、事業計画書を県に平成28年11月30日提出しました。

この計画の概要をお知らせします。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画の概要

計画概要

項目	計画内容
①事業主体	公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター
②施設種類	産業廃棄物管理型最終処分場
③所在地	米子市淀江町小波地内 (環境プラント工業㈱が設置している一般廃棄物最終処分場の南側隣接地)
④埋立方法	埋立区域を2期に分けた期別段階的埋立方法
⑤施設面積	埋立面積:約21,500㎡ (事業地面積:約38,000㎡)
⑥埋立容量	全体:約25.7万㎡ (第Ⅰ期:約7.5万㎡、第Ⅱ期:約18.2万㎡)
⑦計画期間	約47年間 (第Ⅰ期埋立:約10年間、第Ⅱ期埋立:約27年間、維持管理:約10年間)

埋め立てる廃棄物

・燃え殻を主体とした13種類とします。

法令上、埋立可能なもの	本計画
㉠燃え殻、ばいじん、銹さい、汚泥	○
㉡廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	○
㉢紙くず、木くず、繊維くず	○
㉣産業廃棄物を処分するために処理したもの 【その都度地元了解を得たもののみ】	○
㉤廃油(一部のもの)、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体	埋め立て しません

*県内廃棄物(県外物を県内で中間処理したものを含む)のみを埋め立てます。
*放射性廃棄物、飛散性石綿は埋め立てません。

廃棄物の搬入検査

廃棄物は検査し、**国基準に適合したもののしか受け入れません。**

◆搬入検査の流れ◆

- ① 事前審査 (新規契約前)
 - ・排出事業所を訪問し、廃棄物の実物や書類等を確認。
 - ・廃棄物に応じて分析検査実施 ⇒ 廃棄物㉠㉡は原則実施
 - ・基準適合で契約締結
- ② 受付検査 (廃棄物搬入時)
 - ・書類審査(マニフェスト等)
 - ・目視検査で積荷内容(異物・悪臭・飛散性等)を確認。
 - ・必要な現場検査を実施。
 - 放射線測定
 - 迅速検査(蛍光X線分析) ⇒ 廃棄物㉢は当面全車両実施
- ③ 展開検査 (埋立地)
 - ・展開検査場所に積荷を降ろし広げて検査(異物・悪臭等)。
 - ・適宜、抜取り検査を実施。
- ④ 埋め立て

* 不適合の場合は持ち帰らせる

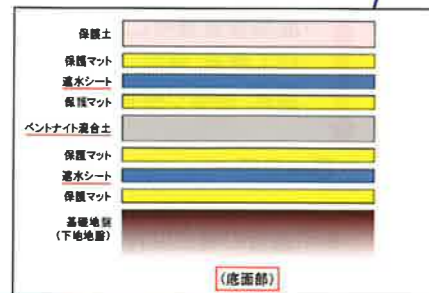
施設整備の概要

(1) 管理型最終処分場のしくみ

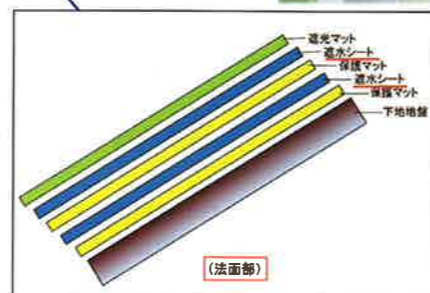
- ①埋め立てた廃棄物は、雨水や埋立地底部(浸出水集排水施設)等から入る空気などによって、処分場内で分解・洗い出し等を繰り返し、**次第に安定化**します。
- ②発生する浸出水(汚水)は、処分場底部の遮水シート等の上に設置された集排水管によって集められ、**水処理施設で浄化**します。
- ③埋立終了後も県の確認(水処理施設を撤去しても生活環境の保全が確保できるとの確認)を受けるまでは、**水処理は継続**します。⇒ 想定期間は10年間ですが、確認を受けるまではその期間は延長します。

- ◆**水処理施設**
浸出水を高度処理し放流先河川の汚染を防止
- ◆**管理事務所**
施設管理と受付検査を実施(積荷内容のチェック)

第Ⅰ期埋立直前のイメージ図



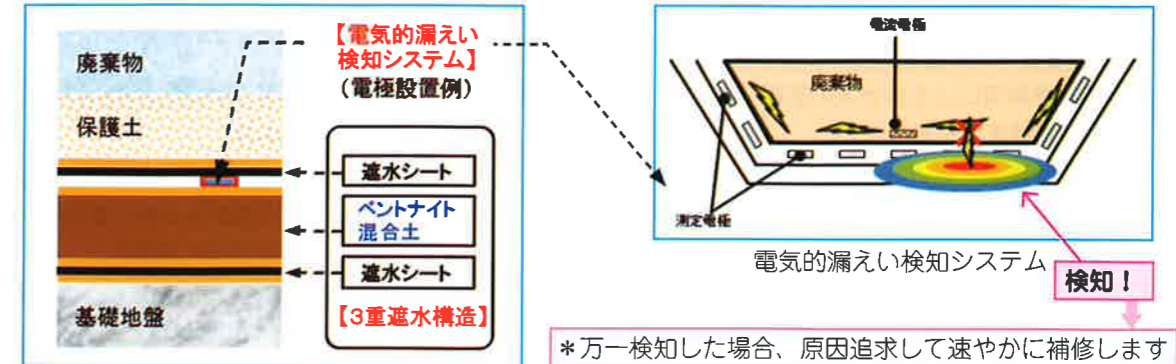
← ◆遮水構造◆ →
遮水シート等により浸出水の地下漏水を防止



(2) 地下水汚染防止対策

◆多重の安全対策(マルチバリア)による地下水汚染の防止

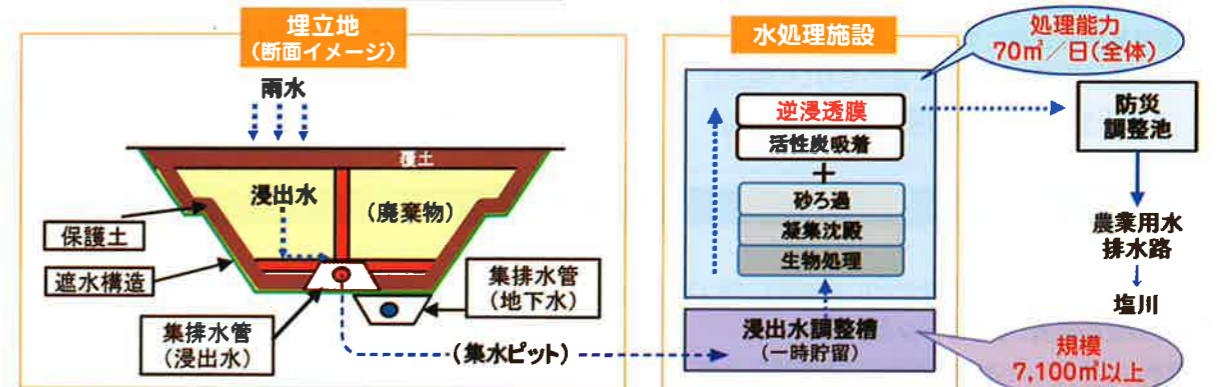
- ①国が定める標準的な構造(2重遮水シート)にベントナイト混合土層を加え**3重遮水構造**とします。
- ②**電氣的漏えい検知システム**及び ③**地下水定期検査**による監視を行います。



(3) 水処理システム

◆ゲリラ豪雨等も配慮に入れた高度な水処理システム

- ①**ゲリラ豪雨**のような短時間に集中した降水でも速やかに集水し、適切に処理できる施設を設けます。
- ②集水施設等で集めた浸出水を**高度な水処理施設**(逆浸透膜)で浄化します。 ③水質検査も行います。



第Ⅱ期埋立直前のイメージ図

